

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

令和４年７月８日に発覚した国民健康保険業務委託における過誤に関する和解について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１２月２０日

足立区長 近 藤 弥 生

事故に関する和解について

足立区は、令和４年７月８日に発覚した国民健康保険業務委託における過誤（以下「本件事故」という。）について、下記により和解する。

記

1 相手方

株式会社D A C S

2 本件事故の概要

相手方と足立区間で締結した「国民健康保険業務委託」の契約に基づいて相手方が実施した「高額介護合算業務」において、相手方が、自己負担限度額の誤認により、必要な減額処理を行わなかったため、一部区民に対する支給額が過大になり、足立区に損害が生じたもの。

3 和解の要旨

別紙、合意書のとおり

以上

合 意 書

足立区（以下「甲」といいます。）と株式会社DACS（以下「乙」といいます。）は、後記〔本件過誤の表示〕記載の過誤（以下「本件過誤」といいます。）について、後記〔合意事項〕のとおりに合意します。

〔本件過誤の表示〕

（１）本件過誤

対象業務：甲乙間で締結した後記「（２）」に記載の契約に基づいて乙が受託した国民健康保険業務（以下「本業務」といいます。）

過誤発覚日時：２０２２年７月８日

過誤内容：本業務内「高額介護合算業務」において、乙が、健康保険（国民健康保険・後期高齢）を利用した際に発生する国民健康保険分の自己負担額の算出を誤り、高額介護合算療養費の支給額を誤って計算したことにより、以下のとおり、合計２，１４２，２３５円（以下「本過大支給金額」といいます。）が足立区民及び東京都に過大支給され、甲に本過大支給金額相当額の損害が生じたもの。

区分	支給時期	支給先	過大支給金額
２０２２年度過大支給分	２０２２年度	足立区民	１，３３３，７５３円
過年度対区民過大支給分	２０２１年度	足立区民	７４０，４８７円
過年度対都過大支給分	以前	東京都	６７，９９５円
合計			２，１４２，２３５円

（２）甲乙間で締結した本業務の委託に係る契約

締結日	契約書名
２０１８年９月２０日	足立区国民健康保険業務委託（対象業務２）

〔合意事項〕

第１条（甲の損害の発生）

甲及び乙は、乙の本件過誤によって、甲に金２，１４２，２３５円の損害が発生したことを相互に確認します。

第２条（２０２２年度過大支給分の返還）

甲及び乙は、甲が、本件過誤によって高額介護合算療養費の過大支給を受けた者のうち２０２２年度過大支給分の受給者から、２０２２年度過大支給分として合計金１，３３３，７５３円の返還を受けたことを相互に確認します。

第３条（返還対象者に対する過年度対区民過大支給分の返還の請求）

（１）甲は、本件過誤によって高額介護合算療養費の過大支給を受けた者のうち過年度対区民過大支給分の受給者（以下「返還対象者」といいます。）に対して、過大支給額の返還を請求します（以下「本返還請求」といいます。）。

（２）本返還請求は、甲から各返還対象者に対し、過大支給額の返還を求める旨記載した書面を、本合意書締結日時点で甲の「足立区国民健康保険システム」に登録されている各返還

対象者の住所に宛てて、書留郵便を送付する方法によって行うものとします。

- (3) 住所不明、死亡その他の理由により、甲から送付した書面が返還対象者に到達しなかった場合でも、甲が前項に定める高額介護合算療養費の過大支給額の返還を求める旨記載した書面を送付したときには、本返還請求を行ったものとみなします。

第4条（解決金の支払い）

- (1) 乙は、甲に対し、甲の第1条に基づく損害の解決金として、次項に定める額の金員（以下「本解決金」といいます。）を支払うものとします。
- (2) 本解決金の額は、甲の第1条に基づく損害額である金2,142,235円から、次の各号に定める額を控除した額とします。
- ① 2022年度過大支給分相当額である、金1,333,753円
 - ② 過年度対都過大支給分相当額である、金67,995円
 - ③ 過年度対区民過大支給分に関し、甲が前条2項に定める書面を送付した日より2か月以内に返還対象者から高額介護合算療養費の過大支給分の返還を受けた場合には、甲が返還対象者から返還を受けた金額（以下「本回収金額」といいます。）
- (3) 甲は、乙に対し、甲が前条2項に基づく書面を送付した日より2か月が経過した日以降に、本回収金額及び本解決金の額を記載した書面を送付する方法で、本解決金の支払を請求します。
- (4) 乙は、甲に対し、前項の請求を受けた日より4週間以内に、本解決金を別途甲が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払います。なお、振込手数料は乙の負担とします。
- (5) 甲及び乙は、甲が前条2項に基づく書面を送付した日より2か月が経過した日以降に返還対象者から返還を受けた金額について、本解決金の算定に何らの影響を及ぼさず、また、甲の乙に対する何らの債務も発生しないことを相互に確認します。

第5条（確認事項）

- (1) 甲及び乙は、本件過誤に関して、本合意書に定めた事項のほか甲乙間において何らの債権債務が存在しないことを相互に確認します。
- (2) 甲及び乙は、本業務について、本合意書に定めた事項のほかは甲乙間で締結した本業務に係る契約（前記〔本件過誤の表示〕「(2)」に記載の契約）に従うものとします。

以上、本合意書の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

2022年12月20日

(住所) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

(甲)

(氏名) 足立区長 近 藤 弥 生 印

(住所) 大阪府大阪市中央区瓦町一丁目4番8号

(乙)

(氏名) 株式会社DACS

代表取締役社長 氷 坂 智 晶 印